

【論説】

国家による戦争と兵士の同意

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程

福原 正人

戦争の道徳的リアリティは、次のように要約することができる。すなわち、兵士たちが、互いを敵として選び自分たち自身の戦闘を計画して自由に戦うときは、彼らの戦争は犯罪ではない。兵士たちが、自由なくして戦うときは、その戦争は彼らの犯罪ではない。いずれの場合にも、軍事行為はルールによって統制されている。しかしながら第一の場合には、ルールは相互性と同意に基づいており、第二の場合には、命令服従が共有されていることに基づいているのである (Walzer 2006 = 2008: 37 = 111)。

1. はじめに

戦争は、道徳が支配する日常世界から遠く離れている。人間と人間が殺し合う光景は、さながら地上の地獄に違いない。よって、先人たちは、この道徳が支配する範囲を引き延ばすことで、戦争はせめて特定の条件を満たす場合にのみ許容されると考えた。これが、戦争慣習として引き継がれる「正戦論 (just war theory)」と呼ばれる考え方に通底する基本的な関心である。そして、こうした関心は、開戦主体の意思決定を統制する「戦争への正義 (jus ad bellum)」と、交戦主体の意思決定を統制する「戦争における正義 (jus in bello)」という二つの正義として体系化されていることはよく知られている。

では、戦争はなぜ正義に適っていなければならないのか。それは、戦争が誰かに危害を加えて殺害する行為 (harming / killing) を含むという周知の事実を踏まえた上で、そうした行為を手段として目的を達成する場合には、そのことを道徳的に正当化する特別な理由が要求されるからである。本稿の目的は、

国家に対する兵士の同意や不同意という事実が、戦争における殺害を正当化する理由として十分であるのか否かを検討することである。第二節では、そうした理由を要求する直観を「殺害に抗する道徳的なベースライン」として定式化した上で、いくつかの予備的な整理を行う。第三節では、正戦論において伝統的な立場を表明する見解が、そうしたベースラインを適切に踏まえた場合、不正な戦争での殺害について特別な正当化の責任を負っていることを指摘する。第四節では、国家に対する兵士の同意や不同意という事実は、厳格な同意論と穏当な同意論いずれの理論を採用したとしても、さしあたり不正な戦争でのにおいて殺害を正当化する理由として十分でないことを明らかにしたい¹。

2. 予備的な整理

誰かに危害を加えて殺害する行為は、一般的に言って、道徳的に悪い (morally wrong) 行為である²。本稿では、こうした行為の悪性が、さしあたり行為の対象である個人の道徳的地位を不当に扱っている (is wronged) ということから捉えたい³。例えば、嘘をつく行為の悪性は、そうした行為が嘘をつかれた側の道徳的地位を不当に扱っているからである。このように考えてみ

¹ 本稿は、戦争倫理学と呼ばれる分野を念頭においている。戦争倫理学は、政治思想史といった歴史研究ではなく、倫理学や政治哲学、法哲学など（の一部）に通底する分析的な手法による哲学研究として正戦論を扱っている。こうした哲学研究としての正戦論は、現代の正戦論者として著名な M. ウォルツァーによる正戦論の再検討を契機として、近年では「分析的な正戦論」と呼ばれることもある。むろん、こうした研究は、日本ではまだ馴染みある分野とは言えないが、英語圏では、とりわけ 2000 年代以降、数多くのジャーナル論文や単著が刊行されるメジャーな分野として知られている。そこで本稿の目的は、検討する議論をかなり絞った上で、後述する M. ウォルツァーを代表とする伝統主義の立場を擁護することの困難さを指摘することである。よって、本稿の射程は、そうした目的に照らして、あくまでも「国家による戦争」のみであることを明記しておきたい。なお、近年の戦争倫理学の展開については、(福原 2017) を参照されたい。

² 本稿の主題は、「意図的な」殺害の正当化であり、殺害という概念もその意味で使用する。

³ 正戦論では、多かれ少なかれ、殺害という行為の悪性を問題にする義務論という立場に基づいて展開されている。よって本稿では、殺害の帰結となる死という事態の悪性は問題にしないことにする。

ると、ある行為が悪い場合には、その対象となる道徳的地位に関連する形で、そうした行為に抗するべきであったり、そうした行為を回避するべきである「ある程度の (pro tanto) 理由」がある⁴。そして、「権利」や「義務」という特別な概念は、そうした抵抗や回避という要求の厳格さ (stringency) を記述するために使用されてきた。実際に、誰かに危害を加えて殺害する行為に抗する理由は、「殺害されない権利」あるいは「殺害しない義務」として記述されている。

このように戦争を拒絶する素朴な直観の根底には、各人は、生まれながらに危害や殺害から自由であるという道徳的な想定が、たとえ弱いものであるとしても堅牢な形で存在している。そこで本稿では、こうした想定を以下のような「殺害に抗する道徳的なベースライン」として定式化したい。

殺害に抗する道徳的なベースライン：

各人は、意図的な殺害を免れるという意味において道徳的に平等である

殺害に抗するベースラインが「ベースライン」と呼ばれる所以は、特別な正当化を要求するハードルの役割を担っているからである。誰かに対して危害を加えて殺害することで、ベースラインから逸脱する、いかなる行為もまた、そのことを特別に正当化する理由が要求される。よって、このハードルの実質的な含意とは、各人は、特別な理由ぬきにして、殺害されない権利を侵害されないということにある。そして、極めて図式的に言ってしまうと、殺害に抗するベースラインを適切に踏まえた場合、戦争における危害や殺害は、いかなる場合であっても正当化されないと主張するのが平和主義者であり、特別な理由がある場合にのみ正当化される余地があると主張するのが正戦論者である⁵。この点において、正戦論は、戦争における殺害を正当化する特別な理由を記述す

⁴ 「ある程度の (pro tanto) 理由」とは、あらゆる事項を考慮した場合 (all things considered) には、他の事項をもって覆されることを排除しないが、道徳的な重みをもつ理由である。これとは区別される「一見の (prima facie) 理由」とは、一見として理由に見えるのだが、実際には、道徳的な重みをもたない理由である。

る諸条件を定位する道徳理論であると言えよう。

実際に、こうした殺害を正当化する特別な理由は、とりわけ「戦争における正義」での戦闘員 (combatants)・非戦闘員 (non-combatants) の区別として問われてきた。つまり、戦闘員は攻撃対象であり、非戦闘員は攻撃対象でないとした上で、誰が戦闘員であるのか。むろん、ジュネーブ諸条約第一追加議定書などを参照して、戦争当事者の軍隊メンバーが戦闘員であることは、もはや自明であると考えられるかもしれない。しかし、戦闘員・非戦闘員を線引きする境界線は、殺害を正当化する理由によって引き直されることから、まさに戦闘員というカテゴリーの範囲が問題になっている。

では、誰かを殺害する行為は、どういった理由をもって正当化されるのか。戦争における殺害の正当化は、「帰責性 (liability)」と「より少ない悪 (lesser evils)」という二つの理由の解釈や組み合わせにより議論されてきた。

帰責性による正当化：

意図的な殺害は、特定の主体がその行為を免れない場合に正当化される

より少ない悪による正当化：

意図的な殺害は、ある価値を乗り越えることがより重み付けられる価値を実現する手段として必要である場合に正当化される

帰責性とは、権利の一部を喪失して害悪を免れないことを指す⁶。その典型的な事例として、例えば賠償や負債をあげることができる。賠償や負債を課すことは、所有権の一部を喪失して支払いを免れない場合に正当化される。むろん、ここでの主題は、殺害されない権利を喪失して殺害を免れないという「殺害の帰責性」である（よって以下では、帰責性は、殺害の帰責性として使用する）。帰責性が殺害を正当化する理由として採用される場合、殺害される個人

⁵ 平和主義は、例えば絶対平和主義、条件的平和主義、そして付随的平和主義に分類することができる。筆者は、これらの平和主義はそれぞれ問題があると考えているが、その点はさしあたり（福原 2017）を参照のこと。

は、殺害されない権利を喪失していることから、戦争における殺害は、当該者の権利を侵害しない行為として正当化される。ただし、こうした帰責性による正当化は、個人がどういった場合に殺害を免れないのかという帰責性の分配パターンに依存する。

より少ない悪とは、誰かの権利を乗り越えることを指す。その典型的な事例として、例えばテロリストの拷問がある。テロリストを拷問することは、拷問されない権利を乗り越えることが社会全体の安全という価値を実現する手段として必要である場合に正当化される⁷。より少ない悪が殺害を正当化する理由として採用される場合、殺害される個人は、殺害されない権利を喪失していないことから、戦争における殺害は、当該者の権利を侵害する行為であるにもかかわらず正当化される。ただし、より少ない悪による正当化は、個人の権利がどういった場合に乗り越えられるのかという価値の重み付けに依存する。

戦争における殺害の正当化は、こうした二つの代表的な理由の解釈や組み合わせをもって、多様な見解として擁護されており、そのすべての見解を網羅的に扱うことはできない⁸。ただし、戦闘員・非戦闘員の区別は、もっぱら帰責性による正当化をもって説明されてきた⁹。つまり、戦闘員は、殺害を免れないという意味で攻撃対象であり、非戦闘員は、殺害を免れるという意味で攻撃

⁶ この他にも、ある主体が何かの報いに値する「デザート (desert)」という理由がある。ただし、デザートと帰責性は似て非なる概念であることに注意されたい (McMahan 2009: 8; 2011: 552)。まず、デザートは、非道徳的な概念である。例えば、ある主体が害悪に値するのは、その主体が行なったことに相応しい害悪を被る道徳的理由があるからである。つまり、デザートは、例えば刑罰のように、害悪を被ることそれ自体を目的として捉えている。これに対して、帰責性は、道具的な概念である。例えば、ある主体が害悪を免れないのは、その主体が危害を被ることが、誰かを不正な脅威から防衛したり、新たな不正な脅威を予防するといった異なる目的のための手段であるからである。つまり、帰責性は、例えば自衛行為のように、害悪を被ることを手段として捉えている。

⁷ 査読者より、テロリストの拷問の合法性は認められていないことから、事例として不適切ではないのかという指摘をうけた。ただし、この事例は、誰かの権利を乗り越えるより少ない悪という「道徳的」理由が、われわれの直観に含まれることを例証するためのものであり、テロリストの拷問の合法性について同意する必要はない。実際に、応用倫理学などでは、例えば功利主義の適用といった文脈において、拷問の是非が議論されている (e.g. Shue 1978)。

対象ではない。そこで本稿では、M. ウォルツァーなどが擁護する伝統主義と呼ばれる立場による戦闘員・非戦闘員の区別が、J. マクマハン¹⁰などが擁護する修正主義と呼ばれる立場に基づく批判に耐えられるのかという点を検討したい。

ここで確認されたいことは、ウォルツァーとマクマハンいずれの論者も、戦争における殺害が、帰責性という「行為者中立的な (agent-neutral)」理由をもって正当化されることを擁護しているという点である。行為者中立的な理由とは、万人に不偏的な (impartial) 形で適用される理由を指す。例えば、わたしがなんらかの理由をもって殺害されない権利を喪失するということは、わたしが万人から殺害を免れないということの意味する¹¹。さらに注意されたいことは、帰責性という行為者中立的な理由が論証する、わたしが万人から殺害を免れないということは、わたしが誰かに殺害される理由とともに、誰かがわたしを殺害する理由を担保しているという点である。このとき、ウォルツァーとマクマハンの見解の相違は、個人はどういった理由をもって殺害を免れないのかという帰責性の分配パターンにある。とりわけウォルツァーは、後述するように、帰責性が、脅威や同意という事実をもって分配されると主張している。よって、本稿が展開する議論全体のポイントは、そうした脅威や同意が、帰責性という行為者中立的な理由、つまり殺害される理由と殺害する理由を担保するものであるのか、ということになる。

むろん、わたしが万人から殺害を免れないということは、誰かがわたしを殺

⁸ 多様な見解を網羅的に確認されたい方は、(e.g. Lazar 2017a, 2017b) を参照のこと。

⁹ 例外として、(Lazar 2015) を参照のこと。

¹⁰ Jeff McMahan は、実際には、子音 h をほぼ発音しないことから、「マクマン」などと表記することも考えられるが、本稿では、さしあたりローマ字読みとして「マクマハン」と表記しておく。

¹¹ 思想的な文脈に触れておけば、行為者中立的な理由は、権利の喪失理論とともに、グロティウスやロックに代表される万人刑罰論が有名である (Rodin 2002:175)。仮に自然状態において万人による刑罰を拒否した場合、刑罰の適用範囲が当事者のみ制限されることで、被害者が死亡した場合は権利自体が消滅する。また、こうした個別的な関係を問わない自然法の執行が、外国人が犯した罪に対する処罰根拠でもあった。むろん、ロックは、実際には、刑罰の過剰 (もしくは刑罰の過小) による戦争状態を回避するために国家の必要性を説いていたことはよく知られている。

害する理由を必ずしも担保しないのではないのかと考えることもできる。つまり、誰かを殺害する理由というものは、誰かに殺害される理由とは別個の形で要求されるべきである。こうした主張は、特定の行為者のみに偏った (partial) 形で適用される「行為者相対的な (agent-relative)」理由が問われるべきことを示唆する¹²。実際のところ筆者は、戦争における殺害の正当化は、誰かを殺害する側による行為者相対的な理由が要求されるべきであると考えている¹³。しかし、本稿の検討対象は、あくまでも帰責性という行為者中立的な理由と、その分配パターンであることを断っておきたい。

3. なぜ同意や不同意が問題になるのか

3.1 伝統主義における脅威論

では、国家に対する兵士の同意や不同意という事実は、なぜ殺害に抗するベースラインが要求する特別な理由の候補として挙がってくるのだろうか。本節では、その背景を理解するため、正戦論が、例えば国連憲章 51 条のような開戦法規や、ジュネーブ諸条約第一追加議定書のような交戦法規など、既存の国際法規に合致すると主張する見解を説明してゆきたい。こうした見解は、正戦論における伝統的な立場を表明していることから、「伝統主義」と呼ばれる。

例えば、伝統主義の代表論者 M. ウォルツァーは、正しい戦争は、その典型的な事例として、領土一体性 (territorial integrity) と政治的独立性 (political independence) を体現する国家の「主権 (sovereignty)」を防衛するための自衛戦争であるとしたうえで、戦争に関与する兵士こそが、戦闘員として殺害を免れないと主張する。というのも、兵士は、誰かを攻撃するという脅威の一端を担っていることから、自分の殺害されない権利を喪失すると同時に、相手を殺害する自由があるからである (Walzer 2006 = 2008: 41 = 119)。

¹² なお、行為者中立的・行為者相対的という区別は、理由や正当化の射程に関する区別としてよく知られている。例えば、(Ridge 2011) を参照のこと。

¹³ 殺害を正当化する行為者相対的な理由の典型的な見解として、(e.g. Davis 1984; Quong 2009; Lazar 2013) を参照のこと。

そこで本稿では、こうした議論を脅威論として以下のように定式化しておきたい。

脅威論：

各人は、誰かに対する脅威に関与している場合にのみ、戦闘員として意図的な殺害を免れない

脅威論は、帰責性が分配される理由に関する主張である。つまり、帰責性は、敵兵士に対する脅威に関与しているという事実をもって分配される。

こうした脅威論には二つの含意がある。第一に、戦闘員・非戦闘員の区別は、兵士・民間人という直観的な区別に合致する。というのも、国家の兵士は、一般的に言って、脅威の一端を担っていることから殺害を免れない一方、民間人は、一般的に言って、脅威の一端を担っていないことから、非戦闘員として殺害を免れるからである。このとき、非戦闘員である民間人は、道徳的に無辜である (innocent) ことから、殺害されない権利を喪失していない¹⁴。このように伝統主義では、非戦闘員が権利主体として真っ先に保護されるべきことを「非戦闘員保護原則」と呼ぶ (Walzer 2006 = 2008: 145-147 = 291-293)¹⁵。

第二に、国家の兵士は、互いに戦闘員として殺害を免れない。というのも、脅威論によれば、帰責性は、脅威という事実をもって分配されるからである。ここで重要なことは、こうした分配パターンは、殺害という手段が実現する目的の道徳的評価から独立しているという点である。例えば、ある兵士たちが、隣

¹⁴ 一般的という但し書きは、軍需産業で勤務する戦闘員である民間人や、衛生兵として従軍する非戦闘員である兵士といった例外を示している。なお、ウォルツァーは、民間人が、武器製造など敵国への脅威に直接的に関わる軍需産業で勤務する場合には、彼らも戦闘員として攻撃の目標になることを認める。

¹⁵ むろん、非戦闘員に対する意図的でないが予見される付随被害が、例えば「ダブル・エフェクト原則 (the doctrine of double effect)」と呼ばれる議論をもって許容される場合がある (Walzer 2006 = 2008: 151-154 = 301-305)。ただし、こうした (意図的でない) 殺害は、意図的な殺害という帰責性ではなく、非戦闘員の権利が乗り越えられる「より少ない悪」をもって正当化されることに注意されたい。

国の資源を収奪するという不正な目的を達成する手段として戦っているとしても、彼らは、自国の資源を守ろうという正しい目的を達成する手段として戦っている敵国の兵士を殺害してもよい。つまり、戦場で敵味方に分かれる兵士は、「戦争への正義」で問われる戦争の正しさから独立する形で、互いに殺し殺される関係にある。ウォルツァーは、こうした主張を「兵士の道徳的平等 (the moral equality of soldiers)」と呼ぶ (Walzer 2008: 40-41 = 118-119)。

3.2 アキレス腱としての不正な戦争

正義論における伝統的な立場は、いわゆる主権国家体制を下敷きにして培われてきたものである。実際に、脅威論は、国家を擬人的存在に見立てて推論する「国内類推 (domestic analogy)」という考え方に依拠しており、複数の国家のあいだで勃発した戦争状態が、各国家が対等な形で保有する主権の対外的な行使であると想定する (Walzer 2006 = 2008: 58 = 146)。つまり、国家の兵士は、いわば各国家の主権による相互的な脅威を反映することで、道徳的に平等な地位にある¹⁶。

しかし、脅威論は、果たして殺害に抗するベースラインを適切に踏まえていると言えるのか。というのも、日常世界では、帰責性の分配は、殺害という手段が実現する目的の道徳的評価から独立していないからである。例えば、犯罪者と警察官が、拳銃で撃ち合う状況を想定されたい。脅威論が採用される場合、犯罪者と警察官は、互いに殺し殺される関係にある。しかし、われわれの直観は、警察官が、たとえ犯罪者に対する脅威に関与しているとしても、彼が殺害を免れないとしない。というのも、犯罪者は、すでに犯罪という不正な目的に関与していることから殺害を免れない一方、警察官は、犯罪者の追跡という正しい目的に関与していることから犯罪者を殺害してもよいからである。このとき、犯罪者と警察官は、殺害という手段が達成する目的の正しさに応じて、道徳的に不平等である。つまり、国内社会における帰責性の分配は、目的の道徳

¹⁶ 伝統主義と主権国家体制の関係については、(e.g. Rodin & Shue 2008) を参照のこと。

的評価に依存している¹⁷。

政治哲学や倫理学では、例えば個人の自衛行為や妊娠中絶といった先鋭的な事例を通じて、国内社会における殺害の正当化が、殺害に抗するベースラインを踏まえる形で精緻化されてきた¹⁸。例えばJ. マクマハン¹⁹は、目的の道徳的評価に依存する帰責性の分配パターンが、国内社会における危害や殺害のみならず、国際社会における危害や殺害に一貫して適用されるべきであると主張する (McMahan 2009)。よって、敵味方に分かれる兵士は、戦争の正しさに照らして、正しい戦争に関与する「正しい兵士」と、不正な戦争に関与する「不正な兵士」として分析され、不正な兵士のみが戦闘員として殺害を免れない。このとき、例えば隣国の資源を取奪する不正な兵士は、その侵略に抵抗する正しい兵士を殺害することを正当化しえない。つまり、正しい・不正な兵士は殺し殺される関係になく、兵士の道徳的平等は誤った原理として棄却される。実のところ、戦争倫理学という分野では、このように国内社会における殺害の正当化を適用することで、正戦論が、既存の国際法規とは異なる道徳原理の集合として擁護されると主張する見解が展開されている。こうした見解は、正戦論における伝統的な立場を修正していることから、「修正主義」と呼ばれる¹⁹。

むろん、伝統主義は、修正主義をもっておのずと退けられるわけではない²⁰。しかし、伝統主義は、修正主義に対して、殺害に抗するベースラインが要求する特別な正当化の責任を負っているとは言えるだろう。というのも、国内社会における殺害の正当化を顧みした場合、帰責性は、誰かを殺害するに相応しい正当な理由をもって分配されることが一般的であり、殺害は正しい目的を達成する手段としてのみ正当化されるからである。よって、修正主義が指摘するように、不正な戦争に関与する不正な兵士は、正しい戦争に関与する正しい兵士を殺害することを正当化しえないはずである。これに対して伝統主義が、不正な

¹⁷ 本稿では、帰責性は誰かを殺害するに相応しい正当な理由をもって分配されるということを指摘したが、比例性という条件もまた、そうした殺害という手段に訴える正当な理由に依存している (Hurka 2005; McMahan 2009: ch.1)。

¹⁸ 代表的なものとして、(e.g. Davis 1984; Thomson 1991) を参照のこと。

戦争に勝利する手段として正しい兵士を殺害することも正当化できると主張するならば、正しい戦争に関与する兵士もまた帰責性が分配されることを論証する責任は、伝統主義に投げられてしかるべきであろう。そして、伝統主義が、不正な戦争での殺害の正当化について堅牢な議論を提示できないならば、そうした戦争での殺害は、殺害に抗するベースラインを踏まえる形で正当化されるべきでない²¹。

本節では、伝統主義における脅威論を概説した上で、修正主義による脅威論

¹⁹ 査読者より、修正主義による伝統主義の批判にとって、正しい・不正な兵士の区別が重要となっているが、国際社会における戦争の正しさは、往々にして、その認識が困難ではないのかという指摘をうけた。ここでは、以下二点のレスポンスをしておきたい。

第一に、戦争の正しさに関する認識的な困難さは過度に強調されるべきではない。正義論は、ほかの正義論と同様に、正しさの基準を定位する道徳理論である。正義論でも、擁護される正しさの基準に照らして、社会や政策が実際に正しいのかという認識の次元があるが、仮にそのことが社会内部の当事者にとって困難を伴うとしても、擁護される基準が直ちに退けられない。同様に、正義論でも、戦争が実際に正しいのかという認識の次元があるわけだが、仮にそのことが戦争当事者にとって困難を伴うとしても、擁護される正しさの基準が直ちに退けられない。むしろ、筆者はこうした認識の次元は重要な論点を含むと考えているが、この点を過度に強調するのは正義論にとってフェアとは言えないだろう。

第二に、さしあたり本稿では、戦争の正しさに関する認識的な困難さは、それほど問題にならない。というのも、ウォルツァーは、国家の兵士が戦争の正しさを問わず戦闘員として殺害を免れないと主張している以上、客観的に不正な戦争での殺害の正当化を擁護する必要があるからである。つまり、本稿の議論は、どの戦争が実際に正しい戦争であるのかという認識を要求しておらず、現実の国際社会では、誰がどうみても不正な戦争が存在するという周知の事実を踏まえればよいだけである。

²⁰ 戦争倫理学では、伝統主義と修正主義という二つの立場のあいだで論争が展開されている (Lazar 2017a; 松元 2015; 福原 2017)。本稿では、修正主義のなかでも、マクマハン以外にも広く支持を集める、個人の責任に基づく帰責性の分配——帰責性は不正行為に関与した個人の責任により分配される——を念頭においている (e.g. McPherson 2004; Fabre 2009, 2012; Frowe 2014; Øverland 2005; Rodin 2014)。なお筆者は、こうした議論は、伝統主義が特別な正当化の責任を負っているという重要な点を明らかにしているものの、それ自体としてはいくつかが問題があるとは考えているが、そのことについては、別稿「戦争における殺害と個人の責任：政治的侵略を手がかりとして」を用意している。さらに最近では、国内社会における殺害の正当化に関する異なる議論をもって伝統主義を再擁護する試みもある (e.g. Emerton & Handfield 2009; Lazar 2013)。

に対する批判を通じて、不正な戦争での殺害の正当化が、伝統主義にとってアキレス腱になりうることを明らかにした。前置きが長くなったが、こうした不正な戦争での殺害の正当化こそ、国家に対する兵士の同意や不同意という事実が、正戦論において問題になる背景である。というのも、国家に対して兵士が同意している、あるいは、同意していないという事実が、伝統主義にとって不正な戦争での殺害の正当化を擁護できる数少ない理由の候補になるからである。そこで次節以降では、そうした理由をいくつかに分類して検討してみたい。

4. 同意や不同意は不正な戦争での殺害を正当化するのか

4.1 同意論の役割

不正な戦争での殺害は、どういった理由をもって正当化されるのか。伝統主義の戦略は、兵士は、個人として戦っているのではなく、国家や軍隊の命令のままに戦っているのだから、不正な戦争での殺害もまた正当化されると主張することである。確かに、国家や軍隊には、例えば社会の安全や秩序の維持のような目的を達成することが期待されており、そのメンバーには、各自の職位や地位に応じて、そうした目的のための手段の一端を担わなければならない場合がある。このとき、戦争での殺害は、兵士個人に直接的に適用される理由ではなく、兵士が帰属する制度を介して適用される理由をもって正当化されるから

²¹ ここでは修正主義に向けられる誤解を解いておきたい。第一に、修正主義は、戦闘員・非戦闘員の区別について抜本的な修正を要求することから、多くの危害や殺害をみだりに許容する危険な立場であると思われるかもしれない。しかし実のところ、修正主義は、伝統主義よりも平和主義的なポテンシャルを秘めている。というのも、国内社会における殺害の正当化は、多くの場合に、ベースラインが要求する特別な正当化として高いハードルを設定しているからである。よって、そうしたハードルが完全に遵守される可能世界と比較した場合には、むしろ伝統主義の方が、明らかに多くの危害や殺害を許容する (Rodin 2014: 71; McMahan 2014: 118-121)。第二に、修正主義は、あくまでも道徳理論としての正戦論に関する議論であり、既存の国際法規が、実践的な理由をもって維持されるべきことを認めている。例えばマクマハンでさえも、兵士の道徳的平等という原理は真であるという誤った信念が、兵士にとって不正な戦争に関与することの隠れ蓑になっていることを指摘しつつも、そうした原理を修正することの目的は、兵士個人の道徳的な判断に影響を与えることであると主張している (McMahan 2009: 6-7)。

こそ、たとえ彼らが不正な戦争に従軍していたとしても、そうした戦争での殺害は正当化されるというわけである²²。

しかし、兵士は制度や集団の一員として戦っているのだから、不正な戦争での殺害は正当化されると主張するのは、例えばマクマハンが「道徳的な錬金術 (a moral alchemy)」と指摘するように、殺害を正当化する理由として少々素朴すぎるかもしれない (McMahan 2007:53; 2009:81-83)。というのも、こうした主張は、個人が国家や軍隊という特定の関係に参入しているという事実が、どういった特別な理由をもって、そうした関係が存在しない場合には許容されない悪い行為を正当化するのか、という肝心のポイントを明らかにしていないからである。つまり、殺害に抗するベースラインが要求するハードルが、単に国家や軍隊の一員として戦っているという事実をもって乗り越えられると考えるのは、そうしたハードルの役割を適切に踏まえているとは言い難い²³。

そこで本稿では、伝統主義の戦略をより説得的なものとして理解するため、「同意論」と呼ばれる考え方を採用してみたい。同意論とは、「合意は拘束する (pacta sunt servanda)」という法諺に表されるように、同意者は、同意内容に則した権利関係に参入するという考え方である。例えば、わたしが、あなたとのあいだの契約に同意する場合、たとえ契約内容がわたしにとって不利益を発生させるとしても、あなたには契約を履行させる権利、そして、わたしには契約を履行する義務がある。このとき同意論は、伝統主義の戦略にとって、次のように役立つかもしれない。まず、国家の兵士が、帰属する国家や軍隊の命令に同意している、あるいは、同意していないという事実を確認することができるだろう。その上で、帰責性は、脅威という事実のみならず、同意や不同意と

²² この戦略は、伝統主義を支持する論者に共通する問題意識である。この点を取りわけ強調する議論として (e.g. Kutz 2005:157; Ryan 2011: 21) を参照のこと。

²³ 伝統主義を擁護するために、例えば「集団性」や「政治性」というタームがもつ説得力だけに訴えるのは筋のいい議論とは言えない。というのも、「集団による」暴力であるから、「政治的な」暴力であるから、国内社会では許容されない殺害が正当化されると考えるのは、マクマハンが「道徳的な錬金術」と指摘するように、論理として飛躍しているからである。

いう事実をもって分配されると主張することで、国家や軍隊の命令が存在しない場合には許容されない不正な戦争での殺害の正当化を擁護する。

しかし、ここで思い出されたいのは、帰責性という行為者中立的な理由は、わたしが誰かに殺害される理由と、誰かがわたしを殺害する理由を担保するものであるということである。よって、こうした伝統主義の戦略が成功しているのかは、同意や不同意という事実が、(a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保することで、不正な戦争での殺害の正当化を擁護できるのかという点にかかっている。

むろん、同意論には、同意者の意志に注目する「厳格な同意論」の他、例えば奴隷契約のような理に適っていない同意内容を排除するため、同意者の意志を取り付ける理由に注目する「穏当な同意論」が考えられる。そこで以下では、兵士の同意や不同意が、帰責性の分配パターンとして擁護できるのかについて、(4.2) 厳格な同意論、(4.3) 穏当な同意論という順番で検討してみたい。

4.2 厳格な同意論

厳格な同意論に依拠した場合、国家と兵士のあいだの手続き上の事実には、二つの道筋が考えられる。一つは、国家と個人の関係を調和的に捉えることで、兵士は、一般的に言って、国家の命令を通じて帰責性の分配に同意していると主張することであり、もう一つは、国家と個人の関係を破綻的に捉えることで、兵士は、一般的に言って、国家の命令を通じて帰責性の分配を強制されていると主張することである。

4.2.1 同意という事実

まず、例えばウォルツァーが、「互いを敵として選り自分たち自身の戦闘を計画して自由に戦うときは、彼らの戦争は犯罪ではない」(Walzer 2006 = 2008: 37 = 111) と述べるとき、兵士は、国家の命令に自発的に関与する過程で、国家による帰責性の分配を受容していると言えるだろう²⁴。これは、ボクシング選手を想起すると理解しやすい。ボクシング選手は、権利の一部を放棄するこ

とに同意していることから、ルールの特典において互いに殴り合うという意味において、リングでは平等な地位にある。兵士もまた、殺害されない権利を放棄することに同意していることから、互いに殺害を免れないという意味において、戦場では平等な地位にある。

しかし、国家の兵士は、果たして殺害されない権利を放棄することに同意しているのか。確かに、ある職位や行為の選択が、それによるリスクを負うことに同意していると言える場合がある。その意味で言えば、国家の兵士という職位を選択する、兵士として武器を携える、そして兵士として従軍するということは、敵兵士により殺害されるリスクを負うことに同意しているとは言えるだろう。しかし、殺害されるリスクに同意していることは、殺害されない権利を放棄することに同意していることと似て異なるものである (McMahan 2009: 52)。例えば、わたしが旅行先で真夜中の繁華街に出歩くことは、例えば軽犯罪といった不正行為に巻き込まれるリスクを負うことに同意しているとは言っても、そうした不正行為を被らない権利を放棄することに同意しているとは言えないだろう。同様に考えると、兵士としての職位や行為の選択は、敵兵士により殺害されるリスクを負っていること以上の内容、例えば (a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由を担保するものではないだろう。よって、兵士は、一般的に言って、帰責性の分配に同意しているとは言い難い²⁵。

このように国家の兵士は、事実として、殺害されない権利を放棄することに同意していない。しかし、それでもなお、彼らは、暗黙のうちに自分の過酷な

²⁴ 類似した立場を展開する論者として、(Hurka 2007: 210) を参照のこと。

²⁵ 査読者より、国家の兵士は、互いに殺害されるリスクを負っていることに同意しているのであれば、この兵士のあいだには「道徳的平等」が成立しているのではないのかという指摘を受けた。ただし、ウォルツァーが擁護している「道徳的平等」とは、あくまでも、互いに殺害を免れないことに同意していること、つまり殺害されない権利を放棄しているということであり、そのことが、例えば (a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由を担保することになる。しかし、仮に国家の兵士は、互いに殺害されるリスクを負っていることに同意しているのだとしても、そのことは殺害を免れないことに同意していることと似て異なるものである以上、正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由を担保しないだろう。

境遇を受容していると言えるかもしれない²⁶。例えば、国家の正規兵としての制服着用は、戦争慣習として、そうした暗黙の同意を担保する指標とされてきた。つまり、ひとたび正規兵として制服を着用するとき、兵士は、殺害されない権利を放棄することに同意しており、もはや敵兵士に殺害されることを免れない。しかし、国家の兵士が、そうした暗黙の形をもって、権利の放棄に同意しているとしても、そもそも同意という事実は、彼らを不正な目的を達成するために殺害する理由として十分であるのか。というのも、例えば安楽死や臓器移植など、同意という手続きが、誰かを殺害することの必要な条件と見なされてきた事例においてさえ、問題となる殺害行為というものは、例えば終末医療の苦しみからの解放や、自分の息子への臓器移植のように、誰かを殺害するに相応しい正当な理由をもって正当化されてきたからである。同様に考えると、国家の兵士は、何らかの形で戦闘員として敵兵士に殺害されることに同意しているとしても、そうした事実は、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保するものではない。よって、国家に対する兵士の同意という事実は、不正な戦争での殺害の正当化を擁護することはできない (McMahan 2006: 381, 2009: 56)。

4.2.2 不同意という事実

次に、例えばウォルツァーが、「兵士たちが、自由なくして戦うときは、その戦争は彼らの犯罪ではない」(Walzer 2006 = 2008: 37 = 111) と述べるとき、兵士は、国家の命令に関与させられる過程で、国家による帰責性の分配を強制されていると言えるだろう。これは、コロッセオでの剣闘士を想起すると理解しやすい。剣闘士は、互いに自由を勝ち取るために戦うことを強制されていることから、相手を殺害する自由があるという意味において、闘技場では平等な地位にある。同様に、兵士もまた、互いに国家や集団の自由を勝ち取るために戦

²⁶ こうした暗黙の同意による契約論をもって伝統主義を擁護する議論として、(e.g. Bembaji 2008) を参照のこと。ただし暗黙の同意は、同意者の意志にそれほど注目していないことから、後述する穏当な同意論に流れやすい。

うことを強制されていることから、相手を殺害する自由があるという意味において、戦場では平等な地位にある。

確かに、兵士は、多くの場合に戦わざるをえないのであって、好んで戦っているわけではない。しかし、そのことは、生存のために戦わざるをえないことを必ずしも含意するわけではない。そもそも、闘技場での剣闘士は、文字通りの自己保存のために戦わざるをえないわけだが、戦場に従軍する兵士は、自分が生き残るためというよりは、国家や集団のために戦わざるをえないのである。このとき確認すべきことは、兵士は、例えば「脅迫 (duress)」という厳格な意味において、戦うことを強制されているとは言えないことである。というのも、国家の兵士には、一般的に言って、従軍命令を拒絶することで逃亡したり投獄されるといった選択の余地が少なからず残されているからである (McMahan 2006: 382; 2009: 59; Hurka 2007: 213)。

むろん、兵士には、例えば「子供の兵士」のように、戦う以外に選択の余地が残されていない場合もあるだろう。例えば、誰かがあなたに対して拳銃を向けることで、わたしを殺害するように脅迫している状況を想定されたい。しかし、あなたは、脅迫という厳格な意味において、誰かを殺害するように強制されているとしても、そうした厳格な強制という事実は、わたしを不正な目的を達成するために殺害する理由として十分であると言えるのだろうか。これは、国内社会における殺害の正当化に依存する問題ではあるのだが、例えばマクマハンには、あなたが脅迫されているという事実は、わたしを殺害することの弁明として機能する場合があるとしても、わたしを殺害することの正当化としては機能しないと指摘している。同様に考えると、国家の兵士は、厳格な意味において戦うことを強制されているとしても、そうした事実は、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保するものではない。よって、国家に対する兵士の不同意という事実もまた、不正な戦争での殺害の正当化を擁護することはできないだろう (McMahan 2006: 382-383; 2009: 58-59)²⁷。

4.3 穏当な同意論

厳格な同意論は、国家の兵士が、傭兵のように同意しているか、奴隷のように強制されているかという二者択一を迫る。しかし、これらの事実は、不正な戦争での殺害の正当化を擁護できないばかりか、なにより実情と異なるかもしれない。例えばウォルツァーが、「兵士はすでに戦うように強制されていたのである。つまり、彼は、みずからの祖国は防衛されなければならないと考えているか、徴兵されたかして軍隊に参加したのである」(Walzer 2006=2008: 145=290)と述べる時、国家の兵士は、傭兵でもなければ、奴隷でもないことを示唆している。つまり、彼らは、国家の命令に服従するよう強制されているのだが、同時に、愛国心や政治的責務といった国家の命令に服従するに足る理由に同意していると言える場合がある²⁸。よって、本節におけるポイントは、国家の兵士が、帰属する国家の命令に同意しているのかという「意思」ではなく、命令に含まれる内容が、国家の兵士にとって同意するに足るのかという「理由」であり、そして、そうした同意理由が、(a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保することで、不正な戦争での殺害の正当化を擁護できるのかということである。そこで以下では、同意者の意思を取り付ける理由に注目する穏当な同意論に依拠した上で、(4.3.1) 共同体の代表、(4.3.2) 認知的な信頼という二つの理由を検討してみたい。

4.3.1 共同体の代表という理由

まず、共同体の代表は、愛国心を抱く兵士を彷彿とさせる理由である。例え

²⁷ よって、国家による不正な戦争に徴兵された兵士は、敵兵士を殺害することが正当化しえない。なお、ここでは、戦争における殺害の正当性のみを問題にしていることから、さしあたり兵士が誤って敵兵士を不当に殺害した場合の責任などについては問わない。

²⁸ 厳格・穏当な同意論に関する説明から理解できるように、ウォルツァーのなかで個人や集団による同意というリベラルな観念は重要な位置を占めている。このことは、ウォルツァーの初期文献からもうかがい知れる (Walzer 1970)。

ばウォルツァーが、「特定の国家の道徳的地位は、それが保護する共通の生 (a common life) のリアリティと、その保護によって要求される犠牲が進んで受容され、そして価値あるものとみなされる度合いに依拠している」(Walzer 2006=2008: 53-54=140) と述べるとき、兵士は、帰属する国家がそのメンバーにより構成される共同体の意思を代表しているからこそ、その命令に同意することが可能であると想定されている。このとき、ウォルツァーは、国家がその共同体を代表していることを「合致 (fit)」という言葉で表現しているのだが、そうした合致のあり方は、国家と共同体のあいだで共有される歴史や文化などに依存するとされる。よって第三者は、いくつかの例外を除いて、国家がその共同体を代表していることを推定的に承認するべきである (Walzer 2007=2012: 220-224=389-397)²⁹。このように考えると、敵味方に分かれた兵士は、自分が帰属する国家が、集団としての価値を保全する目的に適っている命令を下しているからこそ、その命令のままに戦っていると推定することができる。よって、彼らは、各自が愛する祖国を守っているがゆえに、互いに殺害を免れないという意味において、戦場では平等な地位にある。

しかし、共同体の代表という理由は、そもそも国家の命令に同意するに足る理由として道徳的に妥当であると言えるのか。これは、個人が特定の国家を支持して遵守する責務を負っているのかという政治的責務論に関連する論点であるが、例えば国家や軍隊は、正義に適った目的を達成することを期待されているのだから、その命令が不正な目的を達成する手段の一端を担わせる内容である場合には、そうした命令は、そもそも同意するに足る理由を備えていないと指摘することはできる (McMahan 2006: 385-386; 2009: 73-75)³⁰。例えば、マフィア・グループの抗争を想定されたい。あるグループのリーダーは、自分

²⁹ 国家と共同体が合致しない例外では、国家がそのお墨付きを失っていることから、介入が許容される可能性がある。実際に、ウォルツァーは上記の合致が明らかに欠けると判断され、介入が許容される場合として、(1) 民族解放や分離独立への介入、(2) 内戦への対抗的介入、(3) 大規模な人権侵害への介入の三つを挙げるが、(1)・(2) は共同体の保全、(3) は各集団が事実として合意しうる最低限の人権保護という観点から正当化されている (Walzer 2007=2012: 225-229=397-405)。

のメンバーたちに対して、敵対するグループを殲滅するという目的を達成する手段として、敵メンバーを「殺害せよ」と命令したとしよう。このとき、リーダーがマフィア・グループとしての集団の意思を代表しているとしても、そのリーダーによる命令が、メンバーにとって同意するに足る理由を備えているとは言えない。というのも、敵対するグループを殲滅したり、マフィア・グループして勝ち残るといふ集団の目的が、それ自体として正義に適っているとはいえないからである。同様に考えると、国家や命令系統の上位に位置する政治的・軍事的リーダーが、その共同体を代表しているという理由もまた、達成する目的の正しさを担保するものではない。よって、そうした国家による命令は、兵士にとって同意するに足る理由を備えているとはいえないだろう。実際に、ウォルツァーが定義する合致のあり方は、例えば一部のリーダー層による軍事支配や、マイノリティに対する著しい権利侵害に手を貸すような不正な国家を排除していない点について批判されてきた³¹。つまり、共同体の代表という理由は、そもそも兵士の同意を取り付ける理由として道徳的に妥当ではないことから、不正な戦争での殺害の正当化を擁護できるはずがない。

4.3.2 認知的な信頼という理由

次に、認知的な信頼は、自国の戦争が正しいことを信じてやまない兵士を彷彿とさせる理由である。この議論は、知識や情報についての認知的な格差を出発点にしている。国家のメンバーのなかでも一般的な市民は、国際情勢に関する専門的な知識に明るいとは言えず、また自国が開戦に至った外交的な情報を自由にアクセスできるわけではない。よって、彼らは、自国の戦争が達成する目的が正義に適しているのか否かという点について、精確な判断を行う見込み

³⁰ 実際に、修正主義は、自国の戦争が達成する目的が、正義に適っていない場合には、兵士は、国家の命令に対して不服従するべきであると主張している (e.g. McMahan 2009: 144; Fabre 2012: 77-78)。

³¹ これは、人道的介入の是非や国家の承認条件に関連して、ウォルツァー正戦論に対する批判として有名な論点である (e.g. Beitz 1979; Doppelt 1978; Luban 1980 a, 1980 b; Wasserstrom 1978)。

が低いと考えられる。その一方で、政治的・軍事的リーダーたちは、例えば議会などの政治的な手続きにおいて、その種の専門家による助言を参考にしながら熟慮を重ねることで、戦争が達成する目的が正義に適っているのかという点について、信頼に足る判断を行う見込みが高いと考えることができる。このとき、国家と兵士のあいだの関係は、裁判官と看守のあいだのそれに近い。裁判官が、法的な手続きにおいて、正しい判決を下していると信じるに足るからこそ、看守は、そうした判決のままに刑罰を執行する。同様に考えると、敵味方に分かれた兵士は、帰属する国家のリーダーたちが、政治的な手続きにおいて、正しい判断に照らして命令を下していると信じるに足るからこそ、その命令のままに戦っているはずである。よって、彼らは、各自の戦争が正しいと信じるがゆえに、互いに殺害を免れないという意味において、戦場では平等な地位にある。

では、認識的な信頼という理由は、国家による命令が、そもそも同意するに足る理由を備えていないという既出の批判を回避できるのだろうか。このことを確認するために示唆的であるのが、裁判官・看守と国家・兵士のあいだの類推が、果たして成立するのかという点である。つまり、裁判官は、看守にとって正しい判決を下していると信じるに足ることから、その判決に対する同意理由を備えているように、国家もまた、兵士にとって正しい判断に基づいた命令を下していると信じるに足ることから、その命令に対する同意理由を備えていると考えられるのか。しかし、例えばマクマハン「議会制や大統領制のいずれの場合でも、戦争に訴える決定過程において、道徳的な考慮事項をほんの少しでも真摯に受け止める制度的または手続き的なメカニズムは存在しない」(McMahan 2009:69)と述べることで、リーダーたちが正しい判断をすると言える手続き的な保証はないと主張している。このことは、例えば議会制が発達した国家もまた、往往にして、不正な戦争を引き起こしてきたという歴史的な事実からも容易に推測できるだろう。つまり、認識的な信頼という理由もまた、そもそも兵士の同意を取り付ける同意理由として妥当ではないことから、不正な戦争での殺害の正当化を擁護できるはずがない。

むろん、こうした批判には、次のような応答が可能かもしれない。いくつかの政治的な手続きには、リーダーたちが正しい判断をする見込みがあると言える場合がある。例えば、近年の民主主義論では、民主的な手続きが、特定の条件を満たす場合、正しい判断をする見込みが高いという意味において、認識的な価値を備えているとする見解が展開されている (e.g. Landemore 2012; Goodin & Spiekermann 2018)。このとき、裁判官は、看守にとって正しい判決を下していると信じるに足ることから、その判決に対する同意理由を備えているように、民主的な国家もまた、特定の条件を満たす場合、兵士にとって正しい判断に基づいた命令を下していると信じるに足ることから、その命令に対する同意理由を備えていると主張することができる。よって、認識的な信頼という理由は、民主主義の認識的な信頼として敷衍される場合には、兵士の同意を取り付ける同意理由として道徳的に妥当であると考えられる。

しかし、民主的な国家による命令が、たとえ認識的な信頼という理由をもって、兵士にとって主観的に正当化されており、その命令に対する同意理由が存在すると言えらるとしても、そのことは、客観的に不正な命令が要求する悪い行為を正当化する理由を担保するものであるのか³²。というのも、民主主義の認識的な信頼は、あくまでも正しい判断をする見込みの高さを担保するものではないことから、明らかに誤った判断に基づく不正な命令を排除するものではないからである。よって、民主的な国家が兵士に対して提供する同意理由は、不正な命令が要求する悪い行為を正当化する理由、つまり (a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保するののかという点が問われてくる³³。そして、ここには、以下二つの大きな問題が横たわっていると指摘することができる。

第一に、民主的な国家が兵士に対して提供する同意理由は、殺害に抗する

³² どういった命令が客観的に不正な命令であるのかという認識的な次元は問題にならない。というのも、ここでの問題は、民主的な国家による命令には、不正な命令が不可避として含まれているという事実を踏まえたうえで、そうした不正な命令が要求する殺害を正当化する理由が担保されるのかという点であるからだ。

ベースラインに含まれる一般的な理由を乗り越えるほどに重み付けられるのか (McMahan 2009: 72)。というのも、殺害されない権利に相関する殺害しない義務という一般的な理由は、例えば約束や契約といった同意に由来する個別的理由と比較した場合に、とりわけ厳格に遵守されるべきであると理解されてきたからである³⁴。例えば、わたしはあなたとのあいだで誰かを殺害することを約束した状況を想定されたい。しかし、わたしにとって、あなたはいつだって正しい判断をしていると信頼に足るといった形で、あなたとの個別の関係において約束を守る特別な理由があるとしても、そうした理由は、殺害しない義務という一般的な理由を乗り越えるほどに重みづけられないと考えられる。よって、民主的な国家による「殺せよ」という命令が要求する行為が、たとえ兵士にとって主観的に正当化されているとしても、そのことは、(a) 正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由、(b) 不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保することで、不正な戦争での殺害の正当化を擁護するとは言い難いだろう。

第二に、民主主義の認知的な信頼による同意理由は、兵士が帰属する国家の命令に同意するに足るのかという理由の個別性を論証できるのだろうか。これは、政治的責務論では、個人が「特定の」国家を支持して遵守する責務を負っ

³³ 査読者より、次のような指摘を受けた。どんな戦争でも情報や理由は不確定であることから、認知的な信頼性に対する批判的な議論は、正しい戦争における殺害の正当化まで掘り崩されないのか。例えば、そのことは、国内社会における冤罪による刑執行という事例から検討できないのか。確かに、国内・国際社会を問わず、制度への信頼性という理由は、本稿が扱っている議論だけに照らして言えば、「正しいとされる」(が、客観的には不正な)戦争における殺害を正当化しないはずである。ただし、そのことは、戦争における殺害の正当化の条件それ自体の妥当性を掘り崩すわけではない。さらに、このパラグラフ前後のポイントは、民主的な手続きが、特定の条件を満たす場合、正しい判断をする見込みが高いといった「制度的な」理由が、客観的に不正な戦争での殺害を正当化する理由として十分であるのかということである。なお、冤罪による刑執行も含めて、法的判断や政治的決定が、客観的に不正である場合に、それに服従する理由があるか否かは、政治的責務論の立場に依存するだろうが、筆者の立場は、とりわけ最終節「5. 残された課題」において示唆してある。

³⁴ こうした主張は、実際に多くの哲学者により共有されている (e.g. Pogge 2002; Seglow 2010)。

ていることの論証を要求する、いわゆる「個別性問題 (the particularity problem)」に関連している³⁵。例えば、イラク戦争の開戦をめぐる二つの民主的な国家による判断が競合する状況を想定されたい。X国は、イラクが大量破壊兵器を製造または所持しているという理由から、民主的な手続きを通じて参戦という判断をしたが、Y国は、問題となる情報が不確定であるという理由から、同様の手続きを通じて参戦見送りという判断をした³⁶。しかし、X国に帰属する兵士は、予めから自国政府と石油会社のあいだの関係に疑念を抱いており、自国の戦争が達成する目的は、正義に適っていないと誠実な形で信じていたとしよう。この場合に、兵士にとっての同意理由が、正しい判断という認識的な理由に還元されるならば、彼は、なぜY国の参戦見送りという判断ではなく、X国の参戦という判断に基づく命令に同意する理由があると言えるのだろうか (McMahan 2009:69-70; Lefkowitz 2010:222-224; Simmons 2013: 338-340)。

以上二つの問題が示唆していることは、裁判官は、看守にとって正しい判決を下していると信じるに足るように、民主的な国家もまた、兵士にとって正しい判断に基づいた命令を下していると信じるに足るとしても、それでもなお、裁判官・看守と国家・兵士のあいだの類推は、必ずしも成立してないということである。というのも、裁判官と国家のリーダーたちでは、そもそも判断する問題や、そのための地位が異なると考えられるからである。裁判官は、国内社会における法的な判断に関する唯一の審級であることから、看守にとって、犯罪者を「処刑せよ」という命令が要求する悪い行為の正当化に関わる諸問題は、さしあたり顕在化しづらい³⁷。しかし、国家のリーダーたちは、国際社会にお

³⁵ 有名な論点であるが、(Simmons 1979)を参照のこと。

³⁶ 二つの民主的な国家のあいだに手続きのパフォーマンスにはそれほどの大差がないものとする。また、大量破壊兵器の製造・所持という理由が開戦理由として問題ないものであるとする。

³⁷ これは、あくまでも国際社会における政治的な判断と比較してというだけである。国内社会における法的な判断でも、裁判官による判決と看守による信念のあいだの齟齬は考えられる。

ける政治的な判断、とりわけ戦争の目的が、正義に適っているのかという判断に関する唯一の審級ではないことから、兵士にとって、敵国の兵士を「殺害せよ」という命令が要求する悪い行為の正当化に関わる諸問題、つまり (1) 同意理由の重み付け、(2) 同意理由の個別性を問わざるをえない。よって、民主的な国家が、認識的な信頼性を備えているとしても、そうした国家の兵士にとっての同意理由は、必然として、不正な命令が要求する悪い行為を正当化する理由として擁護できないのである。

5. 残された課題

本稿では、正戦論における伝統主義は、殺害に抗する道徳的なベースラインを適切に踏まえた場合、不正な戦争での殺害について特別な正当化の責任を負っていることを指摘した。これに対する伝統主義の戦略は、国家に対する兵士の同意や不同意という事実が、正しい戦争に従軍する兵士が殺害される理由、そして不正な戦争に従軍する兵士が殺害する理由を担保することで、不正な戦争での殺害の正当化を擁護することである。しかし、厳格な同意論と穏当な同意論いずれの理論を採用したとしても、そうした戦略は成功していない。

しかし、不正な戦争での殺害の正当化が擁護される可能性は、これをもって完全に閉ざされるわけではない。というのも、これまでの議論では、とりわけ穏当な同意論で注目された、兵士にとっての同意理由が、正しい判断という認識的な理由のみに還元されているからである³⁸。これは、修正主義が、国家や軍隊は、正義に適った目的を達成することが期待されているのだから、その命令が、不正な目的を達成する内容である場合には、兵士にとって同意するに足る理由を備えていないと主張するところによっている。しかし、国家による命令が、特定の条件を満たす場合に、たとえ不正な目的を達成する内容であるとしても、兵士にとって同意するに足る理由を備えているということを論証できるならば、そのことは、不正な戦争での殺害の正当化を擁護するための新しい

³⁸ 類似した指摘をする文献として、(Renzo 2018:5) を参照のこと。

候補になるかもしれない。とは言っても、そうした不正な命令に対する同意理由が、兵士にとって、その命令が要求する悪い行為を正当化する特別な理由として妥当であるためには、やはり (1) 同意理由の重み付け、(2) 同意理由の個性が大きく問われてくるだろう³⁹。

謝辞

日本において馴染みがない専門的な議論に付き合ってくれた匿名の査読者に記して感謝申し上げます。本稿が読者にとって理解し易いものであったならば、それは査読者の貴重なコメントのおかげである。

参考文献

- Beitz, Charles. (1979) "Bounded Morality: Justice and the State in the World Politics" *International Organization* 33 (3): 405-424
- Benbaji, Yitzhak. (2008) "A Defense of the Traditional War Convention." *Ethics* 118 (3): 464-95.
- Davis, Nancy. (1984) "Abortion and Self-Defense." *Philosophy & public affairs* 13 (3): 175-207.
- Doppelt, Gerald. (1978) "Walzer's Theory of Morality in International Relations" *Philosophy & Public Affairs* 8 (1): 3-26
- Emerton, Patrick, and Toby Handfield. (2009) "Order and Affray: Defensive Privileges in Warfare." *Philosophy & public affairs* 37 (4): 382-414.
- Fabre, Cécile. (2009) "Guns, Food, and Liability to Attack in War." *Ethics* 120 (1): 36-63.
- Fabre, Cécile. (2012) *Cosmopolitan War*. Oxford: Oxford University Press.
- Frowe, Helen. (2014) *Defensive Killing*. Oxford: Oxford University Press.
- Goodin, Robert, and Kai Spiekermann. (2018) *An Epistemic Theory of Democracy*.

³⁹ 不正な命令に対する同意理由という新しい候補については、国家の正統性や権威に関する議論と関連して、別稿を用意している。つまり、筆者は、戦争における殺害を正当化する特別な理由は、国家の正統性や権威という殺害に訴える側による行為者相対的な理由として擁護されるべきであると考えている。

- Oxford: Oxford University Press.
- Hurka, Thomas. (2005) "Proportionality in the Morality of War." *Philosophy & public affairs* 33 (1): 34-66.
- Hurka, Thomas. (2007) "Liability and Just Cause." *Ethics & International Affairs* 21 (2): 199-218.
- Kutz, Christopher. (2005) "The Difference Uniforms Make: Collective Violence in Criminal Law and War." *Philosophy & public affairs* 33 (2): 148-80.
- Landemore, Hélène. (2013) *Democratic Reason: politics, collective intelligence, and the rule of the many*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Lazar, Seth. (2013) "Associative Duties and the Ethics of Killing in War." *Journal of Practical Ethics* 1 (1): 3-48.
- Lazar, Seth. (2015) *Sparing Civilians*. Oxford: Oxford University Press.
- Lazar, Seth. (2017a) "Just War Theory: Revisionists Versus Traditionalists." *Annual Review of Political Science* 20 (1): 37-54.
- Lazar, Seth. (2017b) "War", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Spring 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/spr2017/entries/war/>>.
- Lefkowitz, David. (2010) "Debate: Legitimate Authority, Following Orders, and Wars of Questionable Justice." *Journal of Political Philosophy* 18 (2): 218-27.
- Luban, David (1980a) "Just War and Human Rights" *Philosophy & Public Affairs* 9 (2): 160-81
- Luban David. (1980b) The romance of the nation-state. *Philosophy & Public Affairs*. 9 (4):392-97
- McPherson, Lionel. (2004) "Innocence and Responsibility in War." *Canadian journal of philosophy* 34 (4): 485-506.
- McMahan, Jeff. (2006) "On the Moral Equality of Combatants." *Journal of Political Philosophy* 14 (4): 377-93.
- McMahan, Jeff. (2009) *Killing in War*. Oxford: Oxford University Press.
- McMahan, Jeff. (2007) "Collectivist Defenses of the Moral Equality of Combatants." *Journal of Military Ethics* 6 (1): 50-59.
- McMahan, Jeff. (2014) "What Rights May Be Defended by Means of War?." in Cécile Fabre and Seth Lazar (eds.) *The Morality of Defensive War*. Oxford:

Oxford University Press.

- Øverland, Gerhard. (2005) "Killing Civilian" *European Journal of Philosophy* 13 (3): 345-363.
- Pogge, Thomas. (2002) "Cosmopolitanism: a Defense." *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 5 (3): 86-91.
- Quong, Jonathan. (2009) "Killing in Self - Defense." *Ethics* 119 (3): 507-37.
- Renzo, Massimo. (2018) "Political Authority and Unjust Wars." *philosophy and Phenomenological Research* 125 (1): 114-22.
- Ridge, Michael. (2017) "Reasons for Action: Agent-Neutral vs. Agent-Relative", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2017 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <https://plato.stanford.edu/archives/fall2017/entries/reasons-agent/>.
- Rodin, David. (2002) *War and Self-Defense*. Oxford: Oxford University Press.
- Rodin, David. (2014) "The Myth of National Self-Defence." in Cécile Fabre and Seth Lazar (eds.) *The Morality of Defensive War*. Oxford: Oxford University Press.
- Rodin, David, and Henry Shue. (2008) *Just and Unjust Warriors: the Moral and Legal Status of Soldiers*. Oxford: Oxford University Press.
- Ryan, Cheyney C. (2011) "Democratic Duty and the Moral Dilemmas of Soldiers." *Ethics* 122 (1): 10-42.
- Seglow, Jonathan. (2010) "Associative Duties and Global Justice." *Journal of Moral Philosophy* 7 (1): 54-73.
- Shue, Henry. (1978) "Torture." *Philosophy & public affairs* 7 (2): 124-43.
- Simmons, A John. (1979) *Moral Principles and Political Obligations*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Simmons, A John. (2013) "Democratic Authority and the Boundary Problem." *Ratio Juris* 26 (3): 326-57.
- Thomson, Judith Jarvis. (1991) "Self-Defense." *Philosophy & public affairs* 20 (4): 283-310.
- Walzer, Michael. (1970) *Obligations: essays on disobedience, war, and citizenship*. Cambridge: Harvard University Press.
- Walzer, Michael. (2006 = 2008) *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*. 4 ed. New York: Basic Books (萩原能久監訳『正しい戦争と不正な戦争』風行社).

Walzer, Michael. (2007 = 2012) *Thinking Politically: essays in political theory*. New Haven: Yale University Press (萩原能久・齋藤純一監訳『政治的に考える：マイケル・ウォルツァー論集』風行社).

Wasserstrom, Richard. (1978) "Review of Michael Walzer's *Just War and Unjust War: A Moral Argument with Historical Illustrations*" *Harvard Law Review* 92 (2): 536-545

福原正人 (2017) 「戦争倫理学の手引き：眞嶋俊造著『正しい戦争はあるのか：戦争倫理学入門』」、『公共研究』13 (1)：267-285.

松元雅和 (2015) 「兵士の道徳的平等性に関する一考察」、『法と哲学』1: 103-132.

(ふくはら まさと)

(2019年3月4日受理)

Summary of an Article in English

War and Soldier's Consent

FUKUHARA, Masato

PhD. Student, Tokyo University

Who is morally liable to be killed in war? The traditional view, reflecting current international law and defended prominently by Michael Walzer, argues that soldiers make themselves liable to attack merely by posing a threat to others, which is independent of justice of the cause pursued by their state. This is the moral equality of soldiers. However, this view has recently been challenged by philosophers, such as Jeff McMahan. The main objection is that this moral equality of soldiers should be rejected as a fallacious idea, because the criterion of liability to the intentional killing is not the posing a threat but the moral responsibility for a threat of wrongful harm. So any action to kill soldiers in unjust wars is not morally permissible.

This paper explicates one factor that can have a role in the justification for killing in unjust wars: the idea of consent. In section 2, I formulate our intuition against intentional killing as a moral baseline. In section 3, I suggest that if the traditional view defends the alleged moral equality of soldiers, this default requires a special justification for killing in unjust wars. In section 4, I defend that soldier's consent to be killed is not sufficient on its own to make killing permissible in such objectively unjustified wars.